

## Q & A

### 【申請手続き等】

**Q 1** 令和6年度から、同一事業について、連続3年目まで助成が受けられますが、次のことについて教えてください。

- ① 1度採択された事業を翌年度以降も継続して行う場合は、3年間助成されるのですか？
- ② 申請は最初の1回だけでいいのですか？
- ③ 同じ事業を継続して実施する予定にしています。次年度、都合により申請しなかった場合は、どうなりますか？

**A 1** ① 毎年度（上期又は下期）申請していただき、審査を経て、助成の採否を決定します。2年目以降の申請であっても不採択となる場合があります。

② 同一事業を次年度以降も継続する場合でも、毎年度の申請が必要です。

③ 申請しなかった年度、または、採択されなかった年度が生じた場合は、連続する期間（年度）が途切れることとなります。

したがって、次回の申請からは、新しい事業（初めて助成を受けようとする事業）でチャレンジいただくこととなります。

**Q 2** チラシやポスターに「新たなチャレンジを応援」と記載されていますが、令和4年度に1回助成を受けており、令和6年度に同じ事業で申請しようと思っていました。新しい事業（初めて助成を受けようとする事業）で申請しなければいけませんか？

**A 2** 同じ事業でも申請できます。

令和6年度よりルールを変更しましたが、経過措置として、令和5年度以前に本助成事業を活用した事業と同一の事業については、次のいずれにも該当し、令和6年度に必ず申請した場合に限り、継続事業として対象とします。この場合、令和5年度以前の助成年数を参入しますので、2年目または3年目の事業として申請いただくこととなります。

- ① 本助成事業を活用して3年目に至っていない事業であること。
- ② 本助成事業を活用した最終年度から2年度を経過していない事業であること。

**Q 3** 過去に助成を受けたことがあり、令和6年度では2年以上の期間が空いています。過去に助成を受けた事業と同一の事業で申請できますか？

**A 3** 過去に助成実績がある事業ですので、同一の事業（一部見直しを含む）では申請できません。

令和6年度からは、新しい事業（初めて助成を受けようとする事業）での申請が必要となります。

**Q 4** 令和5年度までに通算して3年間の助成を受けた場合、次の申請までに2年間期間を空けないといけませんか？

**A 4** 令和5年度までは通算して3年間（連続または隔年）の助成に達した場合、2年間申請できないルールでしたが、令和6年度からは、引き続き申請が可能となりました。ただし、同じ事業（一部見直しを含む）では助成対象外となりますので、新しい事業（初めて助成を受けようとする事業）で申請してください。

**Q 5** 昨年までに申請した事業とは異なる事業で、今年度は申請したいと思います。その場合、どのような扱いになりますか？

**A 5** 「異なる事業」が初めて助成を受けようとする事業の場合は、1年目の事業として取り扱うこととなります。

**Q 6** 令和5年度で3回目の助成となりましたが、令和6年度も助成を希望しています。「新しい事業初めて助成を受けようとする事業」とは、例えば、スポーツ交流事業で、別の競技での申請でもよろしいでしょうか？

**Q 6** スポーツ交流事業を行っていた場合に、別の競技に変更する場合は、新しい事業（初めて助成を受けようとする事業）には該当しない取り扱いとなります。  
全く違う分野での交流事業、例えば、野外活動体験や異文化交流体験などが、新しい事業（初めて助成を受けようとする事業）に該当します。

**Q 7** 新たに事業を複数行うことになりました。複数申請しても大丈夫ですか？  
また、上期、下期ともに申請書を提出することは可能ですか？

**A 7** 1 団体につき募集期間（上期または下期）に1事業のみの申請となります。  
なお、上期に助成を受けた場合には、下期に申請はできません。

**Q 8** 他の団体から助成を受けている場合（予定を含む）でも、申請は可能ですか？

**A 8** 1 国、県、市町から助成を受けている事業は申請できません。  
2 上記1以外の団体からの助成の場合、本助成金と併用できます。ただし、団体によっては併用できない場合がありますので、ご確認のうえ申請してください。

**Q 9** 団体を設立してから1年経っていませんが、申請は可能ですか？

**A 9** 申請できません。  
県域で1年以上活動している団体が助成対象となります。  
※ 令和6年度上期の場合、令和5年3月31日以前に設立し、現に活動を行っている団体が対象となります。

## 【助成対象経費】

**Q10** スタッフに謝金を出そうと思うのですが、助成対象ですか？

**A10** 申請する団体のスタッフの謝金は対象外経費となります。

**Q11** スタッフの交通費はどのような取り扱いですか？

**A11** スタッフの交通費は公共交通機関の利用の場合は、実費となります。

自家用車使用の場合は、全行程距離 (km) × ○○円 (距離単価：37円以下で設定のこと。) で計上してください。

※距離は、往復の総距離合計を算出し、1km未満は切捨て。

※自動二輪車、自転車、徒歩の場合は交通費の対象外。

**Q12** 自家用車使用で高速道路を利用する際、ETC利用を予定しています。可能でしょうか？

**A12** ETCを利用いただくことは可能です。

ただし、利用実績を確認するために以下のいずれかの書類を必ず添付してください。

【必要書類 (1種類で可)】

利用証明書 (ホームページ等から入手可)、カード会社の請求明細書等、内訳のわかるもの。

**Q13** インターネット通販 (EC サイト) を通じ物品を購入する予定です。団体名ではなく、個人名での購入でも可能でしょうか？

**A13** 申請時に記載される、代表者名、または、担当者名での購入であれば、可能です。

**Q14** 事業を行うにあたり、子供達が使用する物品を複数個購入する予定です。助成対象となりますか？

**A14** 申請事業に直接使用する物品 (例：工作材料等) で、事業終了後、団体に他の活用に流用しないものであれば、物品の種類問わず購入可能です。

**Q15** 物品を購入した際は、領収書と明細書の両方とも必要ですか？

**A15** 必ず領収書の添付をお願いしております。ただし、領収書が金額や「○○代」などの記載のみで、明細 (品目、数量、価格など) がわからない場合は、明細書 (請求書、納品書でも可) の添付もお願いしています。

**Q16** 事業を行うにあたり、ホームページ更新を行うことになり、更新料が発生しました。助成対象となりますか？

**A16** ホームページ更新料は、団体等の維持、運営費に該当するものとして取り扱いますので、対象外となります。

**Q17** 前回申請した事業が残念ながら不採択となりました。再度、同じ事業で申請は可能でしょうか？

**A17** 申請する場合は、事業内容の見直しを行ったうえで、新たな事業でチャレンジしてください。